

京都市告示第 102 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 14 年 5 月 24 日付けで認可した大江町町内会について変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

平成 21 年 5 月 12 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

変更前	変更後
高橋 彰	佐藤 嘉彦

2 代表者の住所

変更前	変更後
京都市下京区東洞院松原 下る大江町 5 3 3 番地	京都市下京区東洞院通松 原下る大江町 5 6 2 番地

3 事務所の所在地

変更前	変更後
京都市下京区東洞院松原 下る大江町 5 3 3 番地	京都市下京区東洞院通松 原下る大江町 5 6 2 番地

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)